

令和2年度国民健康保険税について

1 国民健康保険税の検討の視点について

平成30年4月からの制度改革により、県が国保財政の責任主体となったことに伴い、市の国保財政運営も大きく変革しました。

(1) 国民健康保険税を充てる費用について

地方税法の規定により、国民健康保険税は次の費用に充てるために課することができることとされました。

- ①国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用
- ②財政安定化基金拠出金の納付に要する費用
- ③その他国民健康保険事業に要する費用(保健事業など)



国保税の額は、県へ納める納付金や市町村が行う保健事業などに要する費用を賄えるよう、市町村が決定するものとされました。

(2) 保険給付費にかかる費用について

保険給付費にかかる費用については、出産育児一時金と葬祭費に係る費用を除き、すべて県支出金の保険給付費等交付金の交付を受けて賄うこととなりました。



医療費の増減について、市町村でその財源を用意することがなくなりました。

(3) 国民健康保険事業費納付金について

県が、県全体の医療費を見込み、これを基に各市町村の所得水準や医療費水準、被保険者数等に応じて、市町村ごとの納付金を算定し、市町村は県に納付金を納めます。



その年の県全体の医療費の伸びや県全体の水準と比べた市町村ごとの所得水準や医療費水準によって毎年算定額が変わります。

2 国民健康保険税率等について

(1) 税率等の過去の改定状況

H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31 (R1)
改定	据置	据置	据置	据置	改定	据置	据置	据置

平成28年度に平成23年度以来の改定を行いました。
その後、平成29年度からは据え置きとしています。

(2) 現行の保険税率

(単位:円)

	医療分	支援金分	介護分
所得割	6.80%	2.35%	1.75%
均等割	25,000	8,600	9,000
平等割	24,000	7,800	6,700

(3) 令和2年度国民健康保険税の収入見込

① 保険税率について

現行の保険税率を据置として見込額を算定しました。

② 過去3年間の国保税収入状況

(単位:%)

	29年度	30年度	令和元年度 (見込)
収納率(現年度)	93.59%	94.61%	94.61%
被保険者数(年度平均)	17,127人	16,443人	15,928人
前年度比	△4.9%	△4.0%	△3.1%
国保税現年調定額(千円)	1,692,163	1,635,713	1,621,629
前年度比	△2.9%	△3.3%	△0.9%
1人あたり調定額(円)	98,801	99,478	101,810

③ 令和2年度国保税収入見込額の算出

(収納率・被保険者数・調定額の見込)

	収納率	被保険者数	現年調定額
令和2年度(見込)	94.62%	15,600人	1,544,400千円
前年度比	+0.01ポイント	△ 2.1%	△ 4.8%

(現年度分)

	調定額 (千円)	1人あたり 調定額(円)	収納率 (%)	収入額 (千円)
令和2年度(見込)	1,544,400	99,000	94.62%	1,461,336

(過年度分)

	調定額 (千円)	収納率 (%)	収入額 (千円)
令和2年度(見込)	262,085	24.50%	64,207

(合計)

	収入額 (千円)
令和2年度(見込)	1,525,543

(4) 南アルプス市国民健康保険財政調整基金の活用について

① 基金残高の推移

(単位:千円)

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31見込 (R1)
前年度末残高	310,681	310,842	310,932	263,093	263,277	263,399	580,433
年度中取崩額	0	0	48,000	0	0	0	0
年度中積立額	161	90	161	184	122	317,034	76,913
年度末残高	310,842	310,932	263,093	263,277	263,399	580,433	657,346

平成31(令和元)年度中に約7千7百万円を積み立てることで、年度末残高として約6億5千7百万円を確保できると考えます。

② 活用方法について

ア 予算編成時の対応

国民健康保険財政に不足が生じた場合、保険税率の検討と併せて基金財源の活用を検討する。

イ 決算時の対応

保険税の収納不足があった場合に備えて基金残高を確保する。

(5) 令和2年度国民健康保険特別会計予算(案)について

① 国民健康保険特別会計の概要

(単位:千円)

歳出	納付金	保健事業	総務費 保険給付費等	合計
	2,052,271	52,551	5,107,995	7,212,817

歳入	国保税	県支出金 一般会計繰入金等	不足額	合計
	1,525,543	5,563,558	123,716	7,212,817

令和2年度予算編成にあたり、歳入歳出予算に不足する財源は、国民健康保険財政調整基金を充てて賄うこととすることで、保険税率の据置が可能。



歳入	国保税	県支出金 一般会計繰入金等	基金繰入金	合計
	1,525,543	5,563,558	123,716	7,212,817

② 取崩後の基金残高

(単位:千円)

	平成31(令和元)年度	令和2年度	令和3年度
前年度末残高	580,433	657,346	533,631
年度中取崩額	0	123,716	未定
年度中積立額	76,913	1	未定
年度末残高	657,346	533,631	未定

令和2年度に約1億2千3百万円の取崩しを行った場合、残高は約5億3千3百万円となり、決算時に保険税の収納不足があった場合に備えることができると考えます。

(6) 令和3年度以降の国保税額の見込について

①被保険者数の減少による影響

ア. 平成30年度までの被保険者数の増減状況

(単位:人)

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
年度中増	3,625	3,368	3,515	3,163	2,889	2,736	3,009
年度中減	▲ 3,633	▲ 3,783	▲ 3,804	▲ 3,817	▲ 3,801	▲ 3,530	▲ 3,567
差引増減人数	▲ 8	▲ 415	▲ 289	▲ 654	▲ 912	▲ 794	▲ 558

イ. 後期高齢者医療(75歳以上)に移行する被保険者見込数(H30は実績) (単位:人)

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
年度中移行者数	721	602	472	640	934	907	871

※被保険者数は、各年度400人～900人減少が続くと見込まれる。

ウ. 国保税現年度調定額

(単位:千円)

	H28	H29	H30	R1
調定額	1,743,384	1,692,163	1,635,713	1,621,629
前年比	—	▲ 51,221	▲ 56,450	▲ 14,084
	—	▲ 2.94%	▲ 3.34%	▲ 0.86%

※国保税の調定額は、被保険者数の減少の影響を受け、各年度1%～3%減、**1,500万円～5,000万円程度の減額**が続くと見込まれる。

②税制改正による影響

令和3年4月からの所得控除額等の見直し		
給与所得控除	A	▲10万円(所得+10万円)
年金所得控除	B	▲10万円(所得+10万円)
営業・農業等の事業所得	C	必要経費等を控除(見直しなし)
基礎控除(33万円→43万円)	D	+10万円(所得▲10万円)

AとBの▲10万円はDの+10万円と相殺されるため影響ないが、CについてはDの基礎控除が10万円増えるため、課税対象となる所得が10万円減額となる。



※営業・農業等の事業所得者の基礎控除後の所得額が減少することによる国保税調定額の試算は、概算で**年間2,000万円～3,000万円程度減**と見込まれる。



現時点での概算ではあるが、令和3年度以降、各年度の国保税調定額は、①、②を合わせ、**概算で3,500万円～8,000万円程度の減額**が続くと見込まれる。

(7) 令和2年度国民健康保険税率等の改定について

○諮問案

以上の状況から、令和2年度に納付金を県に納付する財源等のために不足する財源については、国民健康保険財政調整基金から繰入を行うこととし、**令和2年度国民健康保険税については、現状の税率を据置く**こととします。

3 保険税課税限度額等の改定について

(1) 国民健康保険税の課税限度額の見直し(令和2年4月実施予定)

○令和2年度税制改正により地方税法施行令が改正され、課税限度額が引き上げられる予定である。
政令改正後、本市では条例を改正し、政令と同額の課税限度額に改定したいと考えている。

【現行】		【改正後】 ○諮問案	
基礎課税額(医療給付費分)	61万円	基礎課税額(医療給付費分)	63万円 (2万円引上げ)
後期高齢者支援金等課税額	19万円	後期高齢者支援金等課税額	19万円 (据え置き)
介護納付金課税額	16万円	介護納付金課税額	17万円 (1万円引上げ)
合計	96万円	合計	99万円 (3万円引上げ)

(参考) 課税限度額の推移

(単位:円)

	医療給付費分 限度額	後期高齢者支援金分 限度額	介護納付金分 限度額	限度額合計
H25年度	510,000	140,000	120,000	770,000
H26年度	510,000	160,000	140,000	810,000
H27年度	520,000	170,000	160,000	850,000
H28年度	540,000	190,000	160,000	890,000
H29年度	540,000	190,000	160,000	890,000
H30年度	580,000	190,000	160,000	930,000
H31(R1)年度	610,000	190,000	160,000	960,000
R2年度	630,000	190,000	170,000	990,000

※ 背景塗は、法令改正により、課税限度額変更の年

(2) 低所得者に係る国保税の軽減判定所得の見直し(令和2年4月実施予定)

○令和2年度税制改正により地方税法施行令が改正され、低所得者の軽減判定所得の基準額が見直される予定である。政令が改正された場合、本市も条例改正を行い見直しを行う。

【 軽減所得判定(現行) 】

7割軽減所得基準額 = 基礎控除額(33万円)

5割軽減所得基準額 = 基礎控除額(33万円) +28万円 × (被保険者数)

2割軽減所得基準額 = 基礎控除額(33万円) +51万円 × (被保険者数)



【 軽減所得判定(改正後) 】

7割軽減所得基準額 = 基礎控除額(33万円)

5割軽減所得基準額 = 基礎控除額(33万円) +28.5万円 × (被保険者数)

2割軽減所得基準額 = 基礎控除額(33万円) +52万円 × (被保険者数)